

定 款

(2022 年 6 月 29 日改正)

太平洋興発株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 当社は太平洋興発株式会社と称し、英文では TAIHEIYO KOUHATSU INCORPORATEDと表示する。

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 石炭の採掘並びに石炭及びその加工品の販売並びに輸出入業
- (2) 住宅地・工業用地等の開発、造成並びに土地・建物の管理、賃貸、売買、仲介及び鑑定
- (3) 建物内外の修繕・警備並びに清掃業務
- (4) 土木・建築工事の設計、監理及び請負
- (5) 不動産を担保とする金銭貸付及びその仲介又は保証
- (6) 農林業
- (7) 港湾・河川等の浚渫及び埋立
- (8) 量産住宅、建材類、家具、什器、家庭電気製品、冷暖房器具の製造、販売及び工事請負
- (9) 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険及びその他各種保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (10) 日用品雑貨・煙草・印紙・食料品の販売
- (11) 観光・レジャー施設、宿泊施設、有料老人ホームの経営
- (12) 老人専用の寄宿舍、マンションの賃貸及び経営
- (13) 老人福祉法に定める下記の業務
 - 1 老人居宅介護等事業
 - 2 老人デイサービス事業
 - 3 老人短期入所事業
- (14) 在宅介護サービス及び介護者の研修業務
- (15) 老人向け医療健康機器、家具、家庭用雑貨類の販売及びリース
- (16) 老人向け地域給食

- (17) 老人施設の管理、運営に関するコンサルティングと人材の教育
- (18) 老人施設の受託管理
- (19) 老人向け以外のマンション、ビルの賃貸及び経営
- (20) ビル管理業務の受託
- (21) 通運業、道路運送業、海上運送業並びに港湾運送業
- (22) 通関代弁業、船舶仲立業、船舶代理業並びに船舶修理業
- (23) 倉庫業
- (24) 鉱山機械、土木建設機械、化学機械、工作・加工機械、電気機器、鉄鋼及び非鉄金属類、木材、セメント、石灰、パーライト、ゼオライト、ゴム製品、繊維製品、化学製品、合成樹脂、その他一般雑貨類の製造、加工、販売並びに問屋業及び輸出入業
- (25) 石油類及びその副製品並びに液化石油ガスの製造、販売
- (26) 工業薬品、医薬品、火薬類、飼料、肥料、食料品、清涼飲料の製造、販売
- (27) 地質調査並びに海洋資源調査
- (28) 港湾・海洋土木工事並びにボーリング工事
- (29) 総合リース業
- (30) 一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理業並びに土木建築用廃材、石炭灰、ゴム、プラスチック、金属、その他一般及び産業廃棄物の再生及び販売業
- (31) 電気並びに発電の余熱を利用した熱の供給事業
- (32) ビデオ映像、コンピュータ映像及び電子情報伝達器材の企画、制作、販売
- (33) コンピュータによる組版、製版、印刷
- (34) コンピュータソフトウェアの開発、販売
- (35) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業

(36) 通信販売業

(37) その他前各号に関連附帯する一切の事業

第 3 条 当社は本店を次の地に置く。

東京都台東区

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2 千万株とする。

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置き、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

2. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

2. 臨時株主総会は必要な場合随時これを招集する。

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 18 条 当社は、取締役会を設置する。

第 19 条 当社の取締役は、9名以内とする。

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

- 第 24 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。
2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第 25 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
- 第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
- 第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第 29 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

- 第 30 条 当社は、監査役及び監査役会を設置する。
- 第 31 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

- 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- 第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
- 第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
- 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
- 第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

- 第 40 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

- 第 41 条 当社は、会計監査人を設置する。
- 第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。
- 第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
- 第 44 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

- 第 45 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
- 第 46 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

- 第 1 条 現行定款第14条の削除及び変更定款第14条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条は、なお効力を有する。
 3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。